

令和6年度

第10回 農業委員会総会 会議録

市川市農業委員会

第10回 市川市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午後3時30分～午後5時00分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員	9人	1番	板橋 利行
		2番	石井 宏
		3番	小沢 伊知郎
		4番	朝倉 一江
		5番	太田 裕士
		6番	山野 孝一
		7番	岡崎 博一
		9番	小川 治夫
会長	10番	石橋 弘嗣	

農地利用最適化推進委員	6人	1番	久保田 章
		2番	富田 憲一
		3番	皆川 佳広
		4番	石井 悦史
		5番	大滝 與鷹
		6番	平田 秀行

欠席委員	1人	8番	神澤 晶子
------	----	----	-------

4. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	1件
議案第5号	令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定について	1件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	24件
報告第2号	農地所有適格法人の報告について	1件
報告第3号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の廃止について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	3件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	藤城 久保
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
書 記	芦田 祥子

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和6年度第10回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、神澤委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、4番の委員、6番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、芦田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、5番の委員、6番の委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、1番の委員、2番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第7号までと、報告第1号から報告第4</p>

	<p>号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年12月18日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は819平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、生前贈与による所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和6年12月18日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は6,949平方メートルのうち4,435平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農協組合員が必要とする梨の花粉樹の耕作地とすることを目的に賃借権を設定するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年12月18日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は819平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、生前贈与による所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和6年12月18日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は6,949平方メートルのうち4,435平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農協組合員が必要とする梨の花粉樹の耕作地とすることを目的に賃借権を設定するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>現地調査は、令和6年12月26日に農地調査班第2班と農地利用最適化</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>推進委員で行いました。</p> <p>(1)の案件につきましては、家族で農業を経営しており生前贈与となります。第一種兼業農家であり、主に梨を栽培しておられます。</p> <p>現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>申請地現況は休耕地となっておりましたが、きちんと肥培管理されており今後、何を作付けしていくかは検討中とのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の譲受人は、市川市農業協同組合であり、本件は市の特産物である梨の栽培において、組合員の梨栽培のために花粉を採取するためのものです。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は休耕地となっており、権利設定後は、パイプで支柱を作り3系統のネパール梨、松島の苗木を定植させ、花粉を大量に採取できるのは3年後を見込んでいるとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、生前贈与による所有権の移転をするものでございます。取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作</p>
-------------------------	--

	<p>業従事日数は250日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、(2)の譲受人は、組合員が必要とする梨の花粉の採取を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>通常、農地所有適格法人以外の法人は所有権などの権利の移転や設定ができません。しかし、本件は農地法第3条第2項ただし書き及び同法施行令第2条第2項第1号に規定する農業協同組合が構成員の行う農業に必要な施設の用に供されるものに該当するため、権利移動等の不許可の例外になります。また常時従事要件も対象外となります。</p> <p>権利設定後において、農地のすべてを効率的に利用すること、梨の花粉を採取することが目的であるため、良好に耕作されることが想定され、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p>

各 委 員	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から、議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は1件でございます。</p> <p>議案書の5ページから6ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和6年12月19日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は田、面積は181平方メートル外4筆で、合計面積1,319.91平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	<p>現地調査は、令和6年12月26日に農地調査班第2班の委員で行いまし</p>

	<p>た。</p> <p>申請地は、市立高谷中学校の南東側に隣接にしており、現況は休耕地になっておりました。農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周囲はおおむね既設の鋼板の土留めがあります。</p> <p>敷地内は整地・転圧後砂利敷とし、雨水については自然浸透させ、上下水道及び汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>東京都江戸川区に拠点を置く建築業を営む法人から要望を受け申請されたものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可取得後3か月以内に着工し、完了は、着</p>

	<p>手後1か月以内となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、今回の申請は、3件でございます。</p> <p>議案書の7ページから9ページをお願いいたします。</p> <p>(1)、(2)、(3)については関連しておりますので一括してご説明しま</p>

	<p>す。</p> <p>申請受付日は、令和6年12月18日でございます。</p> <p>申請地は宮久保で、(1)の地目は「田」、面積は525平方メートル外3筆で、合計面積は2,100平方メートルです。</p> <p>(2)の地目は「畑」、面積は525平方メートルです。</p> <p>(3)の地目は「田」、面積は85平方メートルです。</p> <p>(1)、(2)、(3)の面積の合計は2,710平方メートルとなり、区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地12区画を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について、調査報告いたします。</p> <p>現地調査は、令和6年12月26日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)、(2)、(3)の申請地は、大野中央病院の南側、概ね250メートルに位置し、現況は「休耕地」になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから「第3種農地」と判断します。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロック等で敷地の周囲を囲い、土砂の流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、宅内汚水最終柵より前面道路側溝に接続し排水します。</p> <p>雨水については宅内貯留をし、汚水最終柵より前面道路側溝に接続し排水します。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>調査報告は以上となります。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)、(2)、(3)の譲受人は、船橋市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>周辺は平坦な土地であり、小学校、中学校等、教育施設が充実した地域で住環境に適していると考え申請に至ったとのこと。</p> <p>「資力及び信用について」でございますが、工事費等につきましては、借入金及び自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、「信用について」でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>「転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について」でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可後、令和7年2月15日に着工し、完了は令和8年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、現実性が認められるものと思われます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。</p>

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>(1)(2)(3)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)(2)(3)を許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(1)(2)(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の変更承認申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案書の11ページから12ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年12月18日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は国分で、地目は畑、1,885平方メートルのうち、1,301平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
議席4番の委員	<p>現地調査は、令和6年12月26日に農地調査班第2班の委員と区域を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は和洋学園国分キャンパスの北東約250メートルに位置し、すでにファミリー農園となっております。</p> <p>区画数については、おおむね33.4平方メートルの区画が28区画となっております。</p> <p>本件は申請者の亡父が、ファミリー農園として承認されている場所に、令和7年2月1日から引き継ぎ開設する申請となります。</p> <p>過去の実績から、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>申請地の貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、賃料は一区画当たり33.4平方メートルの区画が年24,000円となっており、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を他に貸さないことなどとなっております。</p> <p>また、借受者の募集は電話等で農園利用契約事務委託者のJAいちかわ資</p>

		<p>産管理部に申込み、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもので行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者の間での紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議	長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各	議	なし。
議	長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各	議	異議なし。
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により承認することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定につい</p>

<p>事務局 長</p>	<p>て」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第5号「令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の13ページから14ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和6年12月11日付けで、市川市長より「令和6年度第5次農用地利用集積計画（案）」が1件、提出されましたので農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>議案第5号「令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定」について調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年12月25日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の農用地利用集積計画（案）でございます。</p> <p>借り手は大野町在住の方です。</p> <p>大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は「県立市川大野高等学園」の北側に位置した畑7筆、現況は「樹園地」でございます。</p> <p>合計面積は2,930平方メートルで、設定期間は3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和6年度第5次農用地利用</p>

<p>議 長</p>	<p>集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>調査報告は以上となります。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 議 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第5号「令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 議 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 議案書の15ページから16ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から、租税特別措置法 第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和6年12月12日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p>

<p>議 長</p>	<p>対象となる特例農地は、北方町4丁目の農地1筆で、合計面積は、1, 259平方メートルです。</p> <p>地目は「畑」ですが、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和6年3月22日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年12月25日に第4班と地区担当の農地利用適格化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人が農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、東部公民館、北東側に位置した露地畑1筆、面積は1, 259平方メートルで、適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>調査報告は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>

議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、調査報告のとおり回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、全会一致により調査報告のとおり回答することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」について、ご説明いたします。 議案書の17ページから19ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年11月30日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき、市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。 調査結果につきまして ご報告をお願いします。</p>
議席7番の委員	<p>議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」について」</p>

		<p>調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年12月25日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は市立若宮小学校の東側に位置した畑9筆で、面積は3,763平方メートルです。</p> <p>主に申出人の母が農業に従事していましたが、令和6年3月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難となり、今回の申請に至ったとのございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間250日です。このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>調査報告は以上となります。</p>
議	長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各	委	なし。
員		
議	長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各	委	異議なし。
員		
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>それでは、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局長専決分）、24件ございます。</p> <p>事務局より報告いたします。</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和6年12月2日から12月23日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は、</p> <p>4件、4筆、1,479.78平方メートル、</p> <p>第5条の届出は、</p> <p>20件、28筆、7,544.00平方メートルで、</p> <p>第4条と第5条の合計は、</p> <p>24件、32筆、転用面積は、9023.78平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては22ページから26ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地所有適格法人の報告について」、1件ございます。</p> <p>事務局より報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>「農地所有適格法人の報告について」、報告いたします。</p> <p>議案の27ページをお願いいたします。</p>

	<p>農地所有適格法人の報告については、農地法第6条第1項の規定に基づき毎年、事業の実施状況等を農業委員会に報告しなければならないとされており、また、同法施行規則第58条第1項において、この報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に所定の事項を記載した報告書を提出しなければならないとされております。</p> <p>そこで、令和6年12月10日に当該法人から報告書が提出されたことから、農地法第2条第3項に掲げる農地所有適格法人の要件を満たしているか確認をしました。</p> <p>事業年度は、令和5年10月1日から令和6年9月30日で、当該法人は、松戸市に主たる事務所を構え、法人形態は株式会社、事業の種類はネギ苗等の生産です。</p> <p>報告書を精査した結果、売上高、構成員、業務執行役員等、前年同様に要件を満たしていることを確認いたしました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の廃止について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の廃止について」、報告いたします。</p> <p>議案書の28ページをお願いいたします。</p> <p>平成31年4月5日付けで承認された特定農地貸付けに係る市民農園について、令和7年2月1日付けで、市川市長より貸付協定を解除した旨の通知がありました。</p> <p>なお、議案第4号でお諮りしました市民農園と同一となります。同日付で</p>

議 長	<p>あらたに開園する予定となっております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」3件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和6年11月20日から12月10日に申請のあった3件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p>
議 長	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和6年度第10回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 朝 倉 一 江

委 員 山 野 孝 一
